

御殿場市育英奨学金返還支援制度について

1 はじめに

令和7年度の奨学金返還より、奨学金支援制度が開始されます。

令和6年度は実施前年度としまして、令和7年1月頃に申請受付が開始されます。

支援を望まれる場合には、本資料の内容をよく確認し、申請の準備をお願いいたします。

2 御殿場市育英奨学金返還支援制度とは

奨学金返還の不安を解消し、未来を担う若者の御殿場市への定住を促進することを目的に制定された制度です。

3 支援を受けられる者

以下の条件にすべて該当する者

- ①返還金の返還計画を10年間で計画し、かつその期間内にあること。
…既に提出している計画が10年未満の場合、計画を変更していただくことで申請可能です。計画変更をご希望される場合には、御殿場市教育員会教育総務課までご連絡ください。
- ②支援の開始の日において、御殿場市の住民基本台帳に記録されていること。
…提出書類の「御殿場市奨学金返還支援申請書」をご提出いただくことで、住民登録の有無について教育委員会が調査いたします。
- ③市税の滞納がないこと。
…提出書類の「御殿場市奨学金返還支援申請書」をご提出いただくことで、市税滞納の有無について教育委員会が調査いたします。
- ④返還計画に遅滞なく奨学金を返還していること。
…奨学金猶予期間中（卒業後の1年間）の方も申請可能です。
- ⑤支援を最初に受ける年度から奨学金の返還が完了するまでの期間、御殿場市に定住する意思を有すること。
…提出書類の「御殿場市奨学金返還支援申請書」に署名していただくことで、意思を有すると判断します。

4 返還支援の額について

当市の返還支援制度では、1年度分の返還額を50%減額支援するもので、毎年4月に発送している納付書の額が減額された内容になります。一度の申請で返還支援が受けられるのは1年分のみです。

引き続き、返還支援を希望される場合には、受付期間中に毎年申請する必要があります

次のページで、支援金額のモデルケースを表示しておりますので、ご参照ください。

5 その他

募集期間や申請様式については、令和6年12月ごろホームページにて公開します。

貸与額のモデルケース

【ケース①:返還猶予期間中の返還支援申請】 猶予期間中で翌年度から返還が始まる A さん。

貸与総額: 144万円

1回の返還額: 1万2千円

返還計画: 10年間月賦返還

1年間の返還額: 14万4千円

➡この場合の1回の申請で支援される額は年間で7万2千円となります。次年度以降も毎年支援申請をされた場合には、総額で72万円支援されることとなります。

返還計画				支援可能額 (年額)
	一回返還額	年間返還回数	年間返還額	
1年目	12,000	12	144,000	72,000
2年目	12,000	12	144,000	72,000
3年目	12,000	12	144,000	72,000
4年目	12,000	12	144,000	72,000
5年目	12,000	12	144,000	72,000
6年目	12,000	12	144,000	72,000
7年目	12,000	12	144,000	72,000
8年目	12,000	12	144,000	72,000
9年目	12,000	12	144,000	72,000
10年目	12,000	12	144,000	72,000
計		120	1,440,000	720,000

【ケース②:返還期間中の返還支援申請】 翌年度返還3年目の B さん

貸与総額: 144万円

1回の返還額: 1万2千円

返還済額: 28万8千円

返還計画: 10年間月賦返還

1年間の返還額: 14万4千円

返還残額: 115万2千円

➡返還済額については、支援の対象とならないため、3年目からの返還額に支援が適用されます。3年目以降毎年申請された場合は、57万6千円分の支援を受けることとなります。

返還計画				返還済額 (納付書発送済額)	支援可能額 (年額)
	一回返還額	年間返還回数	年間返還額		
1年目	12,000	12	144,000	144,000	0
2年目	12,000	12	144,000	144,000	0
3年目	12,000	12	144,000		72,000
4年目	12,000	12	144,000		72,000
5年目	12,000	12	144,000		72,000
6年目	12,000	12	144,000		72,000
7年目	12,000	12	144,000		72,000
8年目	12,000	12	144,000		72,000
9年目	12,000	12	144,000		72,000
10年目	12,000	12	144,000		72,000
計		120	1,440,000	288,000	576,000

【ケース③：繰り上げ返済期間中の返還支援申請】 翌年度返還3年目のCさん。

貸与総額：144万円 1回の返還額：2万円 返還済額：48万円
 返還計画：6年間月賦返還 1年間の返還額：24万円 返還残額：96万円

➡この場合、まず返還計画を10年間に変更する必要があります。計画が執行されていない8年間で、残額96万円を割ると、年間返還額は12万円となり、1回の返還額は1万円となります。

変更前返還計画					変更後返還計画				
	一回返還額	年間返還回数	年間返還額	納付書発送済額		一回返還額 (免除前)	年間返還回数	年間返還額	
1年目	20,000	12	240,000	240,000	1年目	20,000	12	240,000	
2年目	20,000	12	240,000	240,000	2年目	20,000	12	240,000	
3年目	20,000	12	240,000		3年目	10,000	12	120,000	
4年目	20,000	12	240,000		4年目	10,000	12	120,000	
5年目	20,000	12	240,000		5年目	10,000	12	120,000	
6年目	20,000	12	240,000		6年目	10,000	12	120,000	
7年目					7年目	10,000	12	120,000	
8年目					8年目	10,000	12	120,000	
9年目					9年目	10,000	12	120,000	
10年目					10年目	10,000	12	120,000	
計		72	1,440,000	480,000	計		120	1,440,000	

返還済額(納付書発送済額)の48万円は通常であれば、支援対象とはなり得ませんが、御殿場市奨学金貸与規則上では返還開始から10年間で月賦または半年賦で返還を完了することとなっているため、10年間月賦額(半年賦額)以上に返還している場合には繰り上げ返還として支援の対象となります。

なお、10年間月賦額は、1万2千円で、10年間半年賦額は7万2千円です。

Cさんの1回分の返還額は2万円のため、1万2千円との差額の8千円が一回分の繰り上げ返還額となります。Cさんは返還開始から、24回(2年)経過しているため、8千円×24回=19万2千円が繰り上げ返還の総額となります。

繰り上げ返還された額の二分の一と残額の二分の一の額の合計額が、残額の範囲内で返還支援の対象となります。

本ケースの場合、残額が96万円で、その二分の一は48万円(A)。繰り上げ返還額の二分の一は9万6千円(B)となります。合計額(A+B)は、57万6千円であり、残額96万円の範囲のため、繰り上げ返還額全額が、支援可能となります。

変更後返還計画				支援適用後の返還予定表		
	一回返還額 (免除前)	年間返還回数	年間返還額	支援額(実際)	一回返還額 (支援後)	年間返還額
1年目	20,000	12	240,000	0	0	240,000
2年目	20,000	12	240,000	0	0	240,000
3年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
4年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
5年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
6年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
7年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
8年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
9年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
10年目	10,000	12	120,000	72,000	4,000	48,000
計		120	1,440,000	576,000		864,000

1年間の支援額は、変更後返済計画の年間返還額である12万円の二分の一である6万円に、繰り上げ返還された19万2千の二分の一である9万6千円を8年間で均等割りした1万2千円を加え、7万2千円となります。

変更後返済計画の年間返還額である12万円から支援額7万2千円を差し引いた4万8千円が実際に返還する年額となります。

【ケース④:返済期間末期の返還支援申請】 翌年度返還7年目のDさん。

貸与総額:144万円

1回の返還額:1万5千円

返還済額:126万円

返還計画:8年間月賦返還

1年間の返還額:18万円

返還残額:18万円

➡この場合、ケース③と同様に、まず返還計画を10年間に変更する必要があります。計画が執行されていない3年間で、残額18万円を割ると、年間返還額は6万円となり、1回の返還額は5千円となります。

変更前返還計画					変更後返還計画				
	一回返還額	年間返還回数	年間返還額	納付書発送済額		一回返還額 (免除前)	年間返還回数	年間返還額	
1年目	15,000	12	180,000	180,000	1年目	15,000	12	180,000	
2年目	15,000	12	180,000	180,000	2年目	15,000	12	180,000	
3年目	15,000	12	180,000	180,000	3年目	15,000	12	180,000	
4年目	15,000	12	180,000	180,000	4年目	15,000	12	180,000	
5年目	15,000	12	180,000	180,000	5年目	15,000	12	180,000	
6年目	15,000	12	180,000	180,000	6年目	15,000	12	180,000	
7年目	15,000	12	180,000	180,000	7年目	15,000	12	180,000	
8年目	15,000	12	180,000		8年目	5,000	12	60,000	
9年目					9年目	5,000	12	60,000	
10年目					10年目	5,000	12	60,000	
計		96	1,440,000	1,260,000	計		120	1,440,000	

Dさんの繰り上げ返還額は、一回の返済額が規則上1万2千円のところ、1万5千円を返還しているので、差額の3千円が1回分の繰り上げ返還額となり、返還開始から84回(7年間)が経過しているため、3千円×84で25万2千円が繰り上げ返還額の総額となります。

繰り上げ返還された額の二分の一と残額の二分の一の額の合計額が、残額の範囲内で返還支援の対象となります。

本ケースの場合、残額が18万円で、その二分の一は9万円(A)。繰り上げ返還額の二分の一は12万6千円(B)となります。合計額(A+B)は、21万6千円であり、残額18万円を超過するため、18万円を限度に減額支援が可能です。

変更後返還計画				支援適用後の返還予定表		
	一回返還額 (免除前)	年間返還回数	年間返還額	支援額(実際)	一回返還額 (支援後)	年間返還額
1年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
2年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
3年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
4年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
5年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
6年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
7年目	15,000	12	180,000	0	0	180,000
8年目	5,000	12	60,000	60,000	0	0
9年目	5,000	12	60,000	60,000	0	0
10年目	5,000	12	60,000	60,000	0	0
計		120	1,440,000	180,000		1,260,000

1年間の支援額は、残額18万円を残りの3年間で均等割りした6万円となり、年間返還額は0円となり、返還支援を3年間受けることができれば、8年目以降は返還が不要になります。

注意点といたしまして、例年1月から2月に予定される申請期間中の返還支援申請を怠ると、翌年度からは年間6万円の債務が発生します。

申請期間に注意を払い、支援制度をご活用いただきますようお願いいたします。

Q. 受付期間はいつになるのか。

A. 毎年、1月から2月頃を予定しております。12月頃に HP にて受付期間を公表します。

Q. 返還支援とはどのような内容か。

A. 1年間分の返還予定額の50%を減額支援するものです。4月に減額された納付書がお手元に届きます。現在猶予期間中の方は、10年間毎年申請していただくことで、総借入額の半分が支援されます。

Q. 10年間での返還計画にしていない。返還支援を受けることはできないのか

A. 返還支援制度申請時まで返還計画を変更していただければ、受けることができます。

Q. 返還済額については、支援は適用されないのか。

A. されません。ただし、繰り上げ返還をしている場合で、返還計画期日未到来の返還予定額がある場合には、繰り上げ返還額についても加味して支援を受けることができます。詳細については、ケース③を参照。

Q. 計画に遅滞が生じている。御殿場市に住んでいるが支援を受けることはできないのか

A. 申請時まで返還計画遅滞額を解消することで、申請は可能になります。納付書を紛失している場合などは教育総務課までご連絡ください。

Q. 御殿場市に住んでいるが、職場は他市町である。この場合でも支援は受けられるのか。

A. 支援を受ける条件は、支援の開始の日において、御殿場市の住民基本台帳に記録されていることです。職場が異なる市町であっても、問題ございません。

Q. 自分の奨学金返還状況がわからず、返還計画も覚えていない。どうしたらよいか。

A. 御殿場市教育委員会までお問い合わせください。メールでの回答をご希望される場合には、次の e-mail アドレスにお問い合わせ方法を参照の上、送信してください。

○教育総務課 e-mail アドレス:kyoiku@city.gotemba.lg.jp

○問い合わせ方法

メール件名: 御殿場市育英奨学金返還支援制度に関する問い合わせ

メール本文: ①奨学生の氏名

②決定番号 … 郵便振込用納付書の場合は、奨学生氏名の後ろに括弧書きで記載

③現住所 … 通知文書をお届けする場合がございます。

④連絡先 … 日中連絡可能な電話番号をご記載ください。

⑤問い合わせ内容

※問い合わせ内容によっては、メールでの対応を致しかねる場合があります、文章通知の手段を用いることもあります。